



令和元年11月15日

栗東市議会議長 藤田 啓仁 様

要望書第 4 号

持参

栗東市農業委員会  
会長 武村 秀夫

### 令和2年度に向けた栗東市農業施策に関する要望書

日頃より、当農業委員会活動に対し、多大なるご理解並びにご支援をいただき感謝を申し上げます。

さて本日、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、農業委員会の使命である「農地等の利用の最適化の推進」がより効率的かつ効果的に実施できるよう、栗東市長に「令和2年度に向けた栗東市農地等の利用の最適化の推進に関する意見書」を提出し、令和2年度に向け、本市の農業行政の振興における組織や予算の編制にあたり「やる気ある担い手」が、夢と希望を持って農業経営に取り組めるよう、意見の反映を求めました。

つきましては、貴市議会におかれましても、この意見書の内容をご理解いただき、これらの意見が、本市行政に反映されますよう更なるご支援を要望致します。



令和元年11月15日

栗東市長 野村 昌弘 様

栗東市農業委員会  
会長 武村 秀夫



## 令和2年度に向けた栗東市農地等の利用の最適化の推進に関する意見書

貴職におかれましては、日頃より、当農業委員会活動に対し、多大なるご理解を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、本年5月から新しい元号「令和」が始まりましたが、平成時代の国内外の情勢変化は、農業政策や農業経営構造の改変を促しました。

貿易自由化の波が押し寄せ、加えて農業者の減少や高齢化が進み、過疎化により農村が衰退した一方で、認定農業者を中心とした担い手への農地の集積・集約化の推進や、農業経営の法人化、6次産業化などが進展しました。

本市農業におきましても、農業従事者の高齢化や減少、後継者をはじめ担い手の不足、特に中山間部における遊休荒廃農地の増加や有害鳥獣の被害の拡大、また、農業組合の存続のあり方を検討しなければならない等、深刻な状況は続いています。

国は、農地中間管理事業等による担い手への農地集積・集約化の加速化を掲げ、集落の現状把握や、「人・農地プラン」の実質化に向けた話し合い等の取り組みを強化する必要があることから、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）を改正し、更なる取り組みを求めているところです。

このような中、当農業委員会の委員並びに農地利用最適化推進委員は共に協力し、農業委員会の主たる使命である「農地等の利用の最適化」をより良く果たすため、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」の推進に取り組んでいます。

特に「担い手の育成・確保」に対しては、危機感を抱いており、将来の農業を担う「やる気ある担い手」が、夢と希望を持って農業経営に取り組める環境づくりこそ、「農地等の利用の最適化の推進」にとって不可欠であり、力強い地域農業を実現するためには、関係行政機関やJAをはじめとする関係農業団体との協力・連携が必要であると考えます。

つきましては、貴職に更なる「本市の農地等の利用の最適化の推進」を図って頂きますよう、令和2年度に向けて、本市の各種施策並びに予算編成において取り組める体制を整え、また国・県をはじめとする関係機関への働きかけを行っていただきたく、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「委員会法」という）第38条第1項の規定に基づき、この意見書を提出いたします。

# 1. 担い手への農地等の利用の集積・集約化について

当農業委員会では、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定め、担い手への農地集積に取り組んでいます。

地域の「人と農地」の問題を一体的に解決していくために、集落ぐるみで集落の農地や農業経営のあり方を話し合う「人・農地プラン」の協議の場は、とても重要な機会です。

「人・農地プラン」に掲げる担い手と「認定農業者」等との整合性を図り、多様な担い手が共存する「持続可能な農業経営」が大切であると考えています。

## (1) 優良農地の保全・確保の基本計画について

本市は、今後も一定期間、人口増加が続くと見込まれ、住宅や商業施設等の新たな需要への対応が求められると考えています。

つきましては、市街化調整区域の優良な農地の保全や、市街化区域における都市と農地の良好な環境形成に考慮していただき、本市の「農業振興基本計画」をはじめ「農業振興地域整備計画」の変更計画や「都市農業振興基本計画」を早急に策定されたい。

## (2) 「人・農地プラン」と農地の利用集積の推進について

本市の農地の利用調整は、集落単位が基本です。

地域の「人と農地」の問題を一体的に解決していくためには、集落や地域における徹底的かつ継続的な話し合いを通じて、地域農業の担い手や農地利用の将来像等を明確に示した「人・農地プラン」の見直しによる実質的なプラン（農地中間管理事業等による担い手への農地集積・集約化の加速化）の策定が必要と考えます。

当農業委員会では、この8月、市内の人・農地プラン策定済み19集落を対象に地域農業の将来について、聞き取り調査を実施しました。

市は、当農業委員会とともに「人・農地プランの実質化」に向けた見直しや策定を地域に働きかけ、併せて、担い手への農地の集積や集落の農地の利用調整機能が発揮されるような支援や、農地中間管理機構など関係機関・団体と連携した推進体制、人材の育成・確保を図られたい。

また、農業経営規模の拡大や集落営農型農業法人化への取り組みにより、農地の集積が進み「土地持ち非農家」が増大していますが、農作業の永続性を基本とし、地域のコミュニティ機能の低下等を招くことなく営農環境の維持が図れるよう支援策を講じられたい。

## (3) 農地の基盤整備の推進について

優良な農地の確保と有効利用のためには、水資源の確保を含め付帯する水路や農道などの基盤が、十分に整備・維持されることが前提となります。

つきましては、土地改良事業等の農地基盤整備、農作業機械の大型化に対応した農道の幅や水路等の維持・改修に対して、支援を拡大されたい。

また、施設による野菜栽培など農業経営の内容によっては、水稻栽培よりも農地の集積負担が少なく済み、新規就農への機会を得やすいと考えられることから、地域の声や農地条件を考慮し、畑作換地の基盤整備の拡充を検討されたい。

#### (4) 農業機械の整備事業について

地域を基盤とした魅力ある農業の持続的な発展には、地域の特性に応じた認定農業者や集落営農組織など効率的で安定的な農業経営体や担い手が不可欠であり、更なる効率化を推進していく上では、労働時間の短縮など労働生産性の向上が必要です。

このことから、今後ますます農業機械（特定高性能農業機械）の導入・普及・更新が重要な役割を果たすものとみられます。

つきましては、農業生産力の増進、農業経営の改善に向けた農業機械の整備における支援の拡充をされたい。

#### (5) 農地中間管理機構について

農地の集積において重要な機能を担う農地中間管理機構「公益財団法人 滋賀県農林業 担い手育成基金」に対し、農地を貸し付けた全ての集落や個人に対し、確実に「機構集積協力金」が交付されるよう予算の措置を要請されたい。

## 2. 新規参入の促進

「新規参入」は、参入地域の営農に対して支障が生じることなく、加えて地域の担い手との適切な役割分担の下、継続的・安定的に農業経営が行われることが大切です。

また、地域の担い手が、将来展望をしっかりと持ちつつ、意欲的に農業経営の発展に取り組むことができる環境の整備が重要です。

#### (1) 新たな担い手の確保・育成対策について

農業への参入条件は厳しく、また新たな農業の担い手を確保する体制が、不十分であることから、国・県の補助金等を活用し、就農後の経営改善を支援する策を講じられたい。

加えて、新規参入希望者を対象にした本市独自制度の創設に向け、担い手育成組織等の設立を図られると共に、後継者クラブへの支援を拡充されたい。

#### (2) 女性が活躍できる環境づくりについて

農業のみならず、地域の仲間とマルシェをはじめ、料理教室の開催などによる「地産地消」等に取り組み、地域の活性化を担っている「女性農業者の活躍」を再認識し、男女ともに意識改革を図り、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進めることが必要です。

当農業委員会とともに、女性が意欲的に農業に取り組み、その能力を最大限発揮できるよう、家族経営協定の締結促進や起業など、社会参画促進の支援を講じられたい。

### (3) 魅力ある農業経営への取り組みについて

農業所得の向上は、大きな魅力のひとつです。

所得の向上のためには、販売量の増大や経営コストの削減、法人化などの経営改善や、事業の複合化、6次産業化、ブランド化、地産地消の推進など、高度なマネジメント能力が重要です。

つきましては、その高度なマネジメント能力を要する人材を確保し、専門的な相談窓口の創設について、検討されたい。

また、本市やJA等における新規就農者の成功事例等の広報・宣伝活動によって、若者等が、農業に対して関心や魅力を高められるよう、引き続き取り組まれたい。

### (4) 円滑な農業経営の継承について

次世代への農業経営の円滑な継承は重要な課題であり、経営者が長年大切にしてきた農業技術や農業機械・施設等の経営資産が散逸してしまうことは、地域農業にとって大きな損失です。

つきましては、認定農業者や集落営農の後継者等の横のつながりを強化する組織体制の構築と、担い手の経営能力を養成する農業経営セミナー等を開催するとともに、後継者への継承計画の策定など円滑な経営継承が進められるよう支援を講じられたい。

### (5) 担い手不在地域の活性化対策の推進について

中山間地域では、高齢化や人口減少、急激な少子化等により農業の担い手不足が深刻であり、更には地域活力や集落機能が低下し、地域の農業組合の存続すら危惧されているところがあります。

地域活力の維持・強化を図るには、その地域で生活を共にし、地域の活動に参加する、担い手となる人材が必要です。

つきましては、持続可能な農業が営めるよう、集落の再生・自治機能の強化、周辺地域の担い手との農作業受委託の促進や農家民泊、手作り農園の開設等に取り組む仕組みを構築されたい。

また、農業系の学校・学部の連携をはじめ、新規就農者の受け入れ制度の構築と支援を行える環境整備に取り組まれたい。

### 3. 遊休農地の発生防止・解消

当農業委員会は、遊休農地の発生防止・解消対策として、農地パトロール活動や地権者等への訪問等に取り組んでいます。

行政による生産数量の目標配分や米の直接支払い交付金制度が廃止され、農業者は、主体的に需要に応じた生産・販売を行わなければならない米政策となりました。

この政策は、農業従事者に不安を与え、農業意欲の減退、最終的には耕作放棄の増大につながります。

また、農産物価格の低迷や有害鳥獣被害は、農業者の生産意欲の低下を招き、加えて収用事業による残地（狭小農地）などは、耕作放棄に繋がる一因ともなります。

このことから耕作放棄の発生のメカニズムを分析・理解し、当農業委員会とともに、耕作放棄の発生防止や解消に取り組み、農業の担い手が、引き続き農業経営ができる環境づくりを目指すことが必要です。

#### (1) 耕作放棄地対策組織の整備と対策制度の充実について

遊休農地等の解消対策として、行政・JA・土地改良区など「関係機関が一体となった推進体制」を整備されたい。

また、収用事業の残地は、簡易な土地改良整備に取り組まれるなど支援を講じられたい。

なお、耕作放棄地に対しての「ペナルティとしての課税」は、止むを得ない事情がある地権者も見受けられることから、市におかれても慎重な対応を求めます。

#### (2) 有害鳥獣被害防止対策の充実について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(大正7年法律第32号)に基づき、個体数調整に取り組むとともに、有害鳥獣の駆除または捕獲に携わる人材の確保に努められたい。

加えて、有害鳥獣が出没しにくい環境づくりや、安全性を確保しつつ電気柵及びメッシュ柵の設置の拡大を図られたい。

また、捕獲した鳥獣は、食肉利用など地域資源としての有効活用を推進されたい。

#### (3) 持続可能な農業経営対策の充実について

米をはじめ食糧の生産や確保は、社会を健全に維持するうえでの根幹です。

このことから国は、これまで主食である米の生産調整をはじめ、様々な政策を実施し、そのあり方を模索されてきたと考えています。

安定的な水田農業の維持発展を図るため、産地交付金等の市単独補助事業の創設の検討をしていただき、市内産米の販路確保等の対策や、主食用米以外の米の生産・販売対策の強化、集落経営枠を越えた広域化での経営の指導等、十分な対策を講じられたい。

また、本年に開始された収入保険制度の導入については、農業者に十分な周知を行い円滑

な実施をお願いします。

#### (4) 食育の推進について

農業・農村は、食料を安定的に供給し、社会基盤を支える重要な役割を担うだけでなく、安全・安心な食材を提供する技術、持続性に優れた生産基盤である水田、世界に評価される伝統的な食文化、美しい農村風景など、すばらしい潜在力を有しています。

中学生チャレンジウィークや、たんぼのこ体験事業をはじめ、農業体験事業等、様々な体験を通じて、子どものみならず、広く市民に対し、本市の農業・農村の重要性を学び、参画する「農業者との心のふれあい」の機会を増大されたい。

また、給食センター開業から1年経過し、本市の「学校給食の食材」として、安全・安心な地元産の食材利用と、郷土料理等の導入の取り組みの実績を求めます。

## 4. 農作業の事故防止について

農業はもっとも死亡事故発生率が高い産業です。平成29年の農作業死亡事故は304件(平成29年厚生労働省の「人口動態調査」)発生しています。

それらの死亡事故の69.4%は農業機械作業中に起きており、乗用トラクターでの死亡事故が最も多く、次いで歩行用トラクター・農用運搬車で多く起こっています。また、65歳以上の高齢者による事故が256件と死亡事故全体の84.2%を占めています。

健全な農業経営には、安全が確保される環境が欠かせません。

このことから、機械の大型化にも対応し、十分に整備・維持された農道等に加え、事故防止のチラシによる啓発だけではなく、定期的な安全研修や講習会等、事故を未然に防ぐ対策が必要と考えます。

#### (1) 安全研修・講習会の定期的な実施について

個人事業主及び農業法人に対し、農作業安全意識の向上と安全な機械操作技術の習得を図るために農作業の安全技術向上等の研修や講習会を定期的実施されたい。

#### (2) 農業者の労災特別加入の周知について

万が一、農作業による事故が発生した場合に確実な補償が受けられるよう、労災保険の特別加入制度があります。

つきましては、農業者に労災保険の特別加入制度の周知・啓発を図られたい。

## 5. 農業委員会組織の体制整備と活動強化に対する支援について

農業委員会が、その主たる使命である「農地等の利用の最適化」をより良く果たせるようにするためには、最大限機能を発揮する組織が必要です。

機能強化を求められる農業委員会の役割が果たせるよう支援を求めます。

### (1) 委員会法に基づく多様な農業委員の任命について

委員会法では、農業委員を任命する際には、「年齢、性別に著しい偏りが無い」ように努める規定が盛り込まれています。

本年8月に滋賀県の湖国女性農業・推進委員協議会 池田 喜久子 会長が、来年の7月に農業委員会の新体制2期目を迎えることから、女性の農業委員・農地利用最適化推進委員の登用促進キャラバンとして本市を来庁され、貴職に女性委員等の登用を要請されました。

これからの農業は、地域の女性や青年の感性や視点を活かし、農業・農村を守っていくべきであり、当農業委員会にも多様な農業委員の任命を努められるよう要請します。

### (2) 農業委員会事務局の体制整備について

委員会法第26条第5項の規定により、事務局の強化を規定していることから、事務局員の人事につきましては、あらかじめ本職と協議されたい。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の一部改正により、所有者不明農地の共有者の探索、またコンクリート張り施設では、事前施設確認の実施。加えて、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）の改正により、農業委員並びに農地利用最適化推進委員が地域の協議への出席と協議の円滑な実施のために必要な協力を行うことが義務付けられ、農業委員会に新たな業務が発生し負担が生じます。

つきましては、農地の保全・確保や有効利用の促進の基礎となる農地法等の法令業務が的確な処理がなされるよう、専任職員の配置はもとより、必要な知識及び経験を有する職員の配置に努められたい。

### (3) 農業委員会の活動予算の確保等について

委員会法の改正に伴い農地等の利用の最適化への取り組みや、農地台帳公表の義務化、国が全国一元化を目指す農地情報のクラウドシステムの整備、窓口公表事項の閲覧や提供等に関する事務が円滑に処理できるよう、当農業委員会運営の予算の確保を図られたい。